

議案第34号 旧三鷹市社会教育会館解体工事請負契約の締結について

〔反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

議案の第31号から34号の4件について、全て言えることだが、いずれも落札率が95%を超えている。中には99.94%というものもある。高い落札率について再調査すべきだということを私たちは主張してきた。しかし、労賃、部材、仕様等々による価格が既に決定されており、予定価格あるいは最低制限価格等は変更のしようがないと受け取れる答弁があった。内容的に業者に推測できることであり、競争性の担保が確保されているかの疑念が残る。

一方で、適切な入札改革を進めていくとの答弁もあった。現在の状況を考えれば、これらについて、やむなく賛成せざるを得ないというふう考えた。落札率の今後について、さらに検討すべきだということだけは、問題提起をし続けていきたいと思う。

同時にこの34号については、公有地の活用の現状において単に役割を終えたということでは納得はできない。売却を前提に全てを更地にすることに対して賛成はいたしかねるので、この解体契約工事については反対とする。

議案第26号 三鷹市空き家等対策協議会設置条例

16番（野村羊子さん）

議案第26号 三鷹市空き家等対策協議会設置条例制定について討論をいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、特措法）では、空き家の適正管理を所有者の義務とし、それを行わない所有者に対し、市町村が助言・指導、勧告といった行政指導、そして勧告しても状況が改善されなかった場合に命令を出し、特定空き家としてさらに罰金や行政代執行ができるとされています。新設される本協議会は、この特措法によるものではなく、地方自治法による市長の附属機関としての設置であるが、市長が構成員とならない公平・中立な第三者機関が有用と考えたとの市長答弁がありました。特措法による特定空き家の指定は、最終的に行政代執行という行政処分が伴う、市民の財産にかかわることであり、専門的見地からの調査・研究及び慎重な審議が必要であるためとの市の見解に同意をいたします。

また、委員会審査の中で、市としては特定空き家の指定に至る手前で所有者とのコンタクトをとり、所有者の主体的管理が可能となるような誘導、そして

所有者の理解、協力が得られるよう、最大限の努力をする姿勢であることが明らかとなりました。協議会はそれらを含めたプロセスについて、市が専門家より助言、意見を受ける場としても活用したいとのことでした。

協議会では、特定空き家認定の基準やチェックリスト作成をすることも想定し、さらに諮問以外にも空き家対策の施策に関して意見、提言、問題提起が可能であるとの見解も示されました。空き家問題は、三鷹市においてさまざまな影響をコミュニティに投げかけています。この際、公権力行使の可能性に当たって専門性を確保した第三者機関は必要なものであることを認識し、最大限個人の人権への尊重を含めた慎重な審議を求め、本協議会設置条例には賛成いたします。

#### 精神保健福祉法改正案の撤回を求める決議

(野村羊子さん)

精神保健福祉法改正案の撤回を求める決議に討論をいたします。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案は、参議院で可決されましたが、衆議院において継続審議となっています。この改正案は、精神障がいの措置入院の支援強化をうたいますが、大きな問題をはらんでいます。1つは、精神障害者支援地域協議会を設置し、退院後支援計画作成や実施の連絡調整を行います。警察の参加が想定されていて、監視強化の視点が強いことです。支援を行う医療・福祉関係者と精神障がい者本人とが信頼関係を築きにくくなるとの不安の声が上がっています。また、退院後支援計画が作成されなければ退院できないということにもなりかねず、今の入院から地域への流れと逆行します。さらに、この退院後支援計画の作成には、本人の参画が保障されておらず、自分の人生を他者に管理され続け、主体的に人生を生きることができなくなるおそれがあります。同時に計画の期間、終了が定められておらず、計画中に転居した場合は、転居先の自治体に内容を通知することが必要など、無期限の監視、情報提供が生涯続く可能性があり、回復への意欲を阻害することにもなりかねません。

そもそも精神保健福祉法改正案は、上記のような大きな問題があると、当事者ら多くの団体が反対しており、改正趣旨の再発防止の文言が削られるなど、閣議決定の内容からも大きく修正される異例の事態となっています。改正趣旨を生かす必要があるというのであれば、改正案そのものを廃案にして、まずは見直すべきです。

日本は、精神障がいに対し、相変わらず収容主義であり、本人の意思に関係なく措置入院させられること自体が、今回契機となった、事件を引き起こした

きっかけとなったのではないかという精神科医の分析もあります。精神障がい者の自尊心を傷つけ、監視と隔離収容主義を強めるだけの改正案は廃案とされるべきです。

以上の理由により、精神障がい者の自由、人権の尊重、保障を不可欠とし、改正案の撤回を求める本決議に賛成といたします。

決議（案）第5号 安倍首相の改憲表明に抗議し憲法の遵守を求める決議  
（野村羊子さん） 安倍首相の改憲表明に抗議し憲法の遵守を求める決議について討論をいたします。

日本国憲法施行から70周年の2017年5月3日、読売新聞は安倍首相のインタビューを掲載しました。安倍首相は東京五輪・パラリンピックが行われる2020年を目標に、憲法9条に自衛隊を明示する改正を行いたいとの具体的時期と内容を明言しました。同様のメッセージは、同日の改憲派集会にも寄せています。しかし、衆議院予算委員会において民進党の長妻議員の質疑に対し、安倍首相は内容を語ることなく、自民党総裁としての考え方は相当詳しく読売新聞に書いてある。ぜひそれを熟読していただいてもいいと答弁しました。これは首相としての責任放棄であり、国会、すなわち議会制民主主義を軽視、侮蔑するものです。

これまでも安倍首相は、国会、あるいは日本以外の場で、一方的なスピーチによって重大発表を行ってきた過去があります。だからこそ今回の発言を看過することはできません。憲法改正は国会において、憲法審査会において議論しています。そのことを差しおき、またその議論も踏まえず、いきなり具体的内容や施行期日等を明示することは、立法府の審議のあり方への介入という批判が起きるのは当然です。そもそも9条そのものを変えずに自衛隊を明記することは、相矛盾する条項を憲法の中に入れ込むことであり、法としての整合性はとれません。

日本国憲法は、さきの世界大戦の反省の上に立ち、平和主義と戦争放棄、基本的人権をうたい上げたものです。人類普遍の理想を具現化しようとするそれまでの人々の努力の結晶と言えます。世界を信頼し、みずから武力行使を行うことを放棄する、この人類の理想を堅持する今の日本国憲法を誇りとし、それを遵守するのが首相の責務であると考えます。

以上の理由により、本決議案に賛成をいたします。